

令和6年中におけるえせ同和行為実態
把握のためのアンケート調査結果

令和7年3月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

は し が き

えせ同和行為とは、同和問題を口実とする不当な要求、不法な行為のことで、人々に同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻む大きな原因となっています。

えせ同和行為の実態については、昭和 62 年以降、法務省人権擁護局が 9 回にわたりアンケート調査を実施することで把握に努めてきましたが、10 回目のアンケート調査以降は当センターが実施しています。12 回目となる本調査は、令和 6 年の 1 年間を調査対象期間として、本年 1 月に実施しました。

本調査は、前回の調査（平成 30 年を対象）から 6 年が経過していることから、改めて、えせ同和行為の現状、手口の変化等を明らかにすることを目的としています。

その結果、被害率は減少しているとみられるものの、依然としてえせ同和行為による被害が存在していることが分かりました。

当センターでは、引き続きえせ同和行為の排除に向けた啓発に取り組んでいく所存です。関係各位におかれましても、本調査結果を有効に活用され、引き続きえせ同和行為の排除に向けて取り組んでいただきたくお願い申し上げる次第です。

遅ればせながら、本調査の実施に当たり、御協力を頂いた多くの方々に心から感謝の意を表します。

令和 7 年 3 月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

目 次

第 1 調 査 の 概 要	1
---------------------	---

第 2 調査結果の概要	5
-------------------	---

参 考 調 査 票

第 1 調査の概要

1 調査目的

最近におけるえせ同和行為の実態を明らかにするとともに、えせ同和行為の手口、企業の対応等を明らかにし、もって、えせ同和行為を根絶するための今後の啓発活動の在り方について検討することを目的とする。

2 調査の対象

全国の従業員規模 30 人以上の事業所の中から、日本標準産業分類に掲げる大分類 A から T までの以下の 20 分類及び所在地域における事業所数の配分を可能な限り反映させた上で、無作為に 9,000 件を抽出した。

- (1) 農業、林業 (2) 漁業 (3) 鉱業、採石業、砂利採取業 (4) 建設業
- (5) 製造業 (6) 電気・ガス・熱供給・水道業 (7) 情報通信業 (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業 (10) 金融業、保険業 (11) 不動産業、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業 (13) 宿泊業、飲食サービス業
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業 (15) 教育、学習支援業 (16) 医療、福祉 (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの） (19) 公務（他に分類されるものを除く）
- (20) 分類不能の産業

※第 9 回調査までは、調査対象の抽出に、総務省（総理府／総務庁）統計局実施の事業所・企業調査データを母集団として使用していたが、第 10 回以降の調査においては株式会社帝国データバンクの保有するデータを使用している。

※第 10 回までの調査においては、任意の区分として、建設業、製造業、卸売業、小売業、銀行業、農協、信金・信組、生命保険業、損害保険業、運輸・通信業、サービス業、マスコミ業といった特定の 12 業種を対象にして調査を行ってきた。

今回の調査においては、業種の分類について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく取扱いに準じて日本標準産業分類によることとして、大分類として分類される全ての業種（上記の 20 業種）を対象にアンケートを実施することとし、業種及び地域区分の割合がほぼ均等になるように事業所を抽出した。

3 調査方法

郵送調査法（WEB 調査併用型）

4 調査事項

別添調査票参照

5 調査実施時期

令和 7 年 1 月

6 回収結果

区分	第12回	第11回
標本数	9,000	9,000
回収数	2,914	2,736
未回収数	6,086	6,264

回答があった事業所の業種別、地域別、本社・支社別、従業員規模別の構成は、以下のとおり。

(1) 業 種 別

業 種	回答事業所数	構成比 (%)
農 業 、 林 業	11	0.4
漁 業	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.1
建 設 業	299	10.3
製 造 業	955	32.8
電気・ガス・熱供給・水道業	27	0.9
情 報 通 信 業	123	4.2
運 輸 業 、 郵 便 業	309	10.6
卸 売 業 、 小 売 業	371	12.7
金 融 業 、 保 険 業	47	1.6
不動産業、物品賃貸業	23	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	77	2.6
宿泊業、飲食サービス業	41	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	24	0.8
教 育 、 学 習 支 援 業	65	2.2
医 療 、 福 祉	213	7.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	36	1.2
サービス業（他に分類されないもの）	187	6.4
公務（他に分類されるものを除く）	9	0.3
分 類 不 能 の 産 業	33	1.1
無 回 答	59	2.0
計	2,914	100.0

(2) 地 域 別

区 分	回答事業所数	構成比 (%)
札 幌 ブ ロ ッ ク	128	4.4
仙 台 ブ ロ ッ ク	195	6.7
東 京 ブ ロ ッ ク	1,089	37.4
名 古 屋 ブ ロ ッ ク	400	13.7
大 阪 ブ ロ ッ ク	426	14.6
広 島 ブ ロ ッ ク	222	7.6
高 松 ブ ロ ッ ク	99	3.4
福 岡 ブ ロ ッ ク	293	10.1
無 回 答	62	2.1
計	2,914	100.0

(3) 本 社 ・ 支 社 別

区 分	回答事業所数	構成比 (%)
本 社 (本 店 等)	1,246	42.8
支社 (支店、営業所等)	1,595	54.7
無 回 答	73	2.5
計	2,914	100.0

(4) 従 業 員 規 模 別

区 分	回答事業所数	構成比 (%)
5 0 人 未 満	770	26.4
5 0 ～ 1 0 0 人 未 満	933	32.0
1 0 0 ～ 3 0 0 人 未 満	874	30.0
3 0 0 ～ 5 0 0 人 未 満	155	5.3
5 0 0 ～ 1, 0 0 0 人 未 満	128	4.4
1 , 0 0 0 人 以 上	50	1.7
無 回 答	4	0.1
計	2,914	100.0

7 本調査結果の見方

- (1) 本調査結果の回答は、原則として回答事業所数を基数とした百分率（％）で示している。
- (2) 調査結果数値（％）は小数点第 2 位を四捨五入しているので、回答比率を合計しても 100.0％にならない場合がある。
- (3) 本調査で用いた地域区分は、以下のとおり全国を 8 ブロックに分けて設置している法務局の管轄区域による。

札幌ブロック : 北海道

仙台ブロック : 宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県

東京ブロック : 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、
山梨県、長野県、新潟県

名古屋ブロック : 愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

大阪ブロック : 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

広島ブロック : 広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

高松ブロック : 香川県、徳島県、高知県、愛媛県

福岡ブロック : 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

第2 調査結果の概要

1 調査の規模（16 ページ）

30 人以上の従業員規模を有する全国の事業所の中から 9,000 事業所を抽出して、郵送調査法（WEB 調査併用型）によりアンケート調査を実施したところ、2,914 事業所から回答があった。

調査対象事業所数及び回答率

区分	第12回	第11回
調査事業所数（A）	9,000	9,000
回答事業所数（B）	2,914	2,736
回答率（%）（B/A）	32.4	30.4

2 主な調査結果

（1）－1 えせ同和行為による被害率（えせ同和行為による被害を受けた事業所の割合）（16 ページ）

令和6年中のえせ同和行為による被害率は0.1%であり、被害を受けた事業所数は4件である。
また、1事業所当たりの平均件数は1.3件である。

えせ同和行為による被害率及び1事業所当たりの被害件数

区分	第12回	第11回
えせ同和行為を受けた事業所数	4	5
被害率（%）（注1）	0.1	0.2
えせ同和行為の総件数	5	5
1事業所当たりの被害件数（注2）	1.3	1.0

（注1）「えせ同和行為を受けた事業所数」を「回答事業所数」で除した比率

（注2）「えせ同和行為の総件数」を「えせ同和行為を受けた事業所数」で除した値

(1) ー2 えせ同和行為による被害率（業種別）（17 ページ）

えせ同和行為を受けたと回答した事業所の業種は、「建設業」、「卸売業、小売業」、「製造業」であり、その被害率は、それぞれ 0.7%、0.3%、0.1%である。

えせ同和行為による被害率（業種別）

(%)

業 種	第12回		第11回	
	順 位	被 害 率	順 位	被 害 率
農 業 、 林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	-	-	-	-
建 設 業	1	0.7	-	-
製 造 業	3	0.1	2	0.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	2	0.3	-	-
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	-	-	-	-
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	-	-	-	-
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	-	-	4	0.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	-	-	1	3.0
サ ー ビ ス 業	-	-	2	0.6
公 務 （ 他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く ）	-	-	-	-
分 類 不 能 の 産 業	-	-	-	-

(1) ー3 えせ同和行為による被害率（地域別）（18 ページ）

えせ同和行為を受けたと回答した事業所の所在地域は、「東京ブロック」、「高松ブロック」、「福岡ブロック」であり、被害率は、それぞれ 0.1%、1.0%、0.7%である。

えせ同和行為による被害率（地域別）

(%)

ブロック	札 幌	仙 台	東 京	名古屋	大 阪	広 島	高 松	福 岡
第12回	-	-	0.1	-	-	-	1.0	0.7
第11回	-	0.4	0.2	0.3	-	0.5	-	-

(1) - 4 えせ同和行為による被害率（本社・支社別）（18 ページ）

えせ同和行為を受けたと回答した事業所の本社・支社別の被害率は、「本社（本店等）」が 0.1%、「支社（支店、営業所等）」が 0.2%である。

えせ同和行為による被害率（本社・支社別）

(%)

被害率 本社・支社別	第12回	第11回
本 社（本店等）	0.1	0.3
支 社（支店、営業所等）	0.2	0.2

(1) - 5 えせ同和行為による被害率（従業員の規模別）（19 ページ）

えせ同和行為を受けたと回答した事業所の従業員規模は、「従業員 1,000 人以上」、「50 人未満」、「50～100 人未満」であり、その被害率は、それぞれ 2.0%、0.3%、0.1%である。

えせ同和行為による被害率（従業員規模別）

(%)

従業員規模 区分	第12回		第11回	
	順位	被害率	順位	被害率
50 人 未 満	2	0.3	3	0.2
50 ～ 100 人 未 満	3	0.1	2	0.3
100 ～ 300 人 未 満	-	-	-	-
300 ～ 500 人 未 満	-	-	1	1.1
500 ～ 1,000 人 未 満	-	-	-	-
1,000 人 以 上	1	2.0	-	-

(2) えせ同和行為に対する応諾率 (32 ページ)

えせ同和行為を受けた事業所は 4 事業所あり、その全てが「拒否した」と回答した。

えせ同和行為に対する応諾率

(%)

区分 応諾率	拒否した	一部応じた	全部応じた
第12回	100.0 (4)	- (-)	- (-)
第11回	80.0 (4)	- (-)	- (-)

(注1) () 内は事業所数

(注2) 第11回については、「現在、対応について検討中」及び「無回答」があるため、100%とならない。

(3) えせ同和行為の内容 (20 ページ)

4 事業所が受けたえせ同和行為の内容は、「機関紙・図書等物品購入の強要」が2件、「その他」が3件（「求人募集料・広告募集料」、「建設資材購入要求」）であり、「機関紙・図書等物品購入の強要」の割合が最も高い（50.0%）。

えせ同和行為による要求の種類

(%)

区分 要求の種類	第12回		第11回	
	順位	割合	順位	割合
機関紙・図書等物品購入の強要	1	50.0	1	40.0
寄附金、賛助金の強要	-	-	2	20.0
融資の強要	-	-	2	20.0
講演会・研修会への参加強要	-	-	-	-
下請への参加強要	-	-	-	-
機関紙等への広告掲載の強要	-	-	-	-
名簿の購入の強要	-	-	-	-
物品の寄附強要	-	-	-	-
契約締結の強要	-	-	-	-
債務の免除・猶予の強要	-	-	-	-
示談金の要求	-	-	-	-
職員への採用強要	-	-	-	-
口座開設の強要	-	-	-	-
着手金の強要	-	-	-	-
謝罪文の強要	-	-	-	-
その他の	2	75.0	-	-
無回答	-	-	-	20.0

(注) 複数回答

(4) えせ同和行為に際して使用された手口 (24 ページ)

えせ同和行為に際して相手方が使用した手口は、「部落差別(同和問題)を知っているかと言って脅す」、「大声で威嚇する」、「責任者に会わせろと言って脅す」がそれぞれ1件、「その他」が2件(「ハガキ、FAXでの請求」、「部落に関する名称が入った名刺を差し出す」)である。

えせ同和行為による要求の手口

(%)

要求の手口	区分	第12回		第11回	
		順位	割合	順位	割合
部落差別(同和問題)を知っているかと言って脅す		2	25.0	-	-
執ように電話をかけてくる		-	-	1	80.0
大声で威嚇する		2	25.0	-	-
糾弾するぞと言って脅す		-	-	-	-
社長等の自宅に押し掛けると言って脅す		-	-	-	-
社長等の自宅に押し掛ける		-	-	-	-
事務所に多数で押し掛けると言って脅す		-	-	-	-
事務所に多数で押し掛ける		-	-	-	-
店外で拡声器を使って騒ぐと言って脅す		-	-	-	-
店外で拡声器を使って騒ぐ		-	-	-	-
店内で他の客の迷惑となる行為をする		-	-	-	-
政治家との関係をほのめかす		-	-	-	-
危害を加えると言って脅す		-	-	-	-
マスコミに訴えると言って脅す		-	-	-	-
責任者に会わせろと言って脅す		2	25.0	-	-
事業所又は従業員の秘事を暴露すると脅す		-	-	-	-
官公署を使って圧力をかけると脅す		-	-	2	20.0
その他		1	50.0	-	-
無回答		-	-	-	-

(注) 複数回答

(5) 官公署からの指示を受けた事案 (27 ページ)

官公署を使い圧力をかけると言って脅されたと回答した事業所はなかったため、官公署からの指示を受けた事案は該当なしである（前回調査時も該当なし。）。

官公署からの指示

(%)

指 示 内 容	順 位	構成比
き然とした態度で断るよう指示された	-	-
断りやすいように援助してくれた	-	-
無難に処理をするようにと言われた	-	-
官公署に迷惑をかけるなと言われた	-	-
その他の	-	-
官公署からの指示はなかった	-	-
無 回 答	-	-

(6) えせ同和行為の口実 (28 ページ)

えせ同和行為に際して相手方が口実としたことは、「単なる言いがかり、無理難題」が2件、「事務上のミス」が1件であり、「単なる言いがかり、無理難題」の割合が最も高い (50.0%)。

えせ同和行為の口実

(%)

要求の口実	区分	第12回		第11回	
		順 位	割 合	順 位	割 合
単なる言いがかり、無理難題		1	50.0	1	40.0
事務上のミス		2	25.0	3	20.0
一方的に差別であると決めつける		-	-	3	20.0
社員の不適切な言動		-	-	-	-
部落差別（同和問題）の知識（認識、研修）の不足		-	-	1	40.0
工事に対する苦情		-	-	-	-
交通事故の責任		-	-	-	-
商品に対する苦情		-	-	-	-
無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム		-	-	-	-
その他の		-	-	-	-
無 回 答		-	25.0	-	20.0

(注) 複数回答

(7) えせ同和行為を受けた期間 (36 ページ)

えせ同和行為を受けた期間は、「1 日限り」が 3 件、「1 か月～6 か月未満」が 2 件であり、「1 日限り」の割合が最も高い (75.0%)。

えせ同和行為を受けた期間

(%)

えせ同和行為を受けた期間		第12回		第11回	
		順位	構成比	順位	構成比
1	日限り	1	75.0	1	40.0
2	日～1週間未満	-	-	1	40.0
1	1週間～1か月未満	-	-	-	-
1	1か月～6か月未満	2	25.0	-	-
6	6か月～1年未満	-	-	-	-
1	1年以上	-	-	3	20.0
無回答		-	-	-	-

(8) 部落差別 (同和問題) 以外の人権問題を口実とした不当な要求、不法な行為による被害率 (61 ページ)

部落差別 (同和問題) 以外の人権問題を口実とした不当な要求、不法な行為を受けたことがある事業所は 6 件であり、その割合は 0.2% である。

部落差別 (同和問題) 以外の人権問題を口実とした不当な要求、不法な行為

(%)

部落差別 (同和問題) 以外の人権問題を口実とした不当な要求、不法な行為による被害率	0.2
--	-----

(9) 意見、要望等 (抄) (69 ページ)

- 現在のところ、えせ同和行為による被害は特に受けていない。
- えせ同和行為の多様化を危惧している。
- 不法、不当な要求をする団体名等を公表してほしい。

参 考

令和6年中におけるえせ同和行為実態把握のための アンケート調査 調査票兼回答用紙

このアンケートは、令和6年中における部落差別（同和問題）を口実とする不当な要求、不法な行為（以下「えせ同和行為」という。例：物品購入、寄附金の強要等）の有無等についてお尋ねするものです。

秘密は厳守いたします。

どうしてもお答えになりたくない質問にはお答えにならなくても結構です。

回答は、この用紙に記入もしくはインターネットの回答画面に入力してください。インターネットでの回答方法については別紙「インターネット回答の御案内」を参照してください。

なお、用紙による回答の場合は、本用紙を同封の封筒に入れ、令和7年1月22日までに返送、インターネットによる回答の場合は、令和7年1月22日までに入力してください。

＜調査の目的＞

最近におけるえせ同和行為の実態を把握することにより、えせ同和行為の手口、企業の対応等を明らかにし、もって、えせ同和行為を根絶するための今後の啓発活動の在り方についての検討に資することを目的とする。

◎該当する番号を○で囲んでください。

問1 あなたの事業所の所在地域は、次のどこですか。

※法務局の管轄区域によりブロックを分けています。

- 1 札幌ブロック（北海道）
- 2 仙台ブロック（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）
- 3 東京ブロック（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）
- 4 名古屋ブロック（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）
- 5 大阪ブロック（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）
- 6 広島ブロック（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）
- 7 高松ブロック（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）
- 8 福岡ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県）

問2 あなたの事業所は、次のうち、どの業種に該当しますか。

- | | | |
|---------------------|------------------|----------------------|
| 1 農業、林業 | 2 漁業 | 3 鉱業、採石業、砂利採取業 |
| 4 建設業 | 5 製造業 | 6 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 7 情報通信業 | 8 運輸業、郵便業 | 9 卸売業、小売業 |
| 10 金融業、保険業 | 11 不動産業、物品賃貸業 | 12 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 13 宿泊業、飲食サービス業 | 14 生活関連サービス業、娯楽業 | 15 教育、学習支援業 |
| 16 医療、福祉 | 17 複合サービス事業 | 18 サービス業（他に分類されないもの） |
| 19 公務（他に分類されるものを除く） | 20 分類不能の産業 | ※分類の詳細については本用紙7ページ参照 |

問3 あなたの事業所は、次のどれに該当しますか。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 本社（本店等） | 2 支社（支店、営業所等） |
|-----------|---------------|

問4 あなたの事業所の従業員数は、次のどれに該当しますか。	
1 50人未満	2 50～100人未満
3 100～300人未満	4 300～500人未満
5 500～1,000人未満	6 1,000人以上
問5 法務省（人権擁護局）が、えせ同和行為排除のために啓発活動を実施していることを知っていますか。	
1 知っている	2 知らない
問6 政府が、えせ同和行為排除のために「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置して一体的に取り組んでいることを知っていますか。	
1 知っている	2 知らない
問7 あなたの事業所は、令和6年中にえせ同和行為を受けたことがありますか。	
1 あ	る ⇒ 問8以降の間にお答えください。
2 な	い ⇒ 問26以降の間にお答えください。

◎問8から問25までの回答は、問7で1に○をつけた方のみお答えください。

問8 令和6年中に、あなたの事業所が受けたえせ同和行為は何件で、どのような内容でしたか。また、これに対しどう対処しましたか。（複数回答可）						
	内容	要求件数	対処件数			
			拒否した	一部応じた	全部応じた	現在対応について検討中
1	示談金の要求	件	件	件	件	件
2	融資の強要	件	件	件	件	件
3	寄附金、賛助金の強要	件	件	件	件	件
4	口座開設の強要	件	件	件	件	件
5	着手金の強要	件	件	件	件	件
6	物品の寄附強要	件	件	件	件	件
7	債務の免除・猶予の強要	件	件	件	件	件
8	契約締結の強要	件	件	件	件	件
9	機関紙・図書等物品購入の強要	件	件	件	件	件
10	機関紙等への広告掲載の強要	件	件	件	件	件
11	名簿の購入の強要	件	件	件	件	件
12	講演会・研修会への参加強要	件	件	件	件	件
13	謝罪文の強要	件	件	件	件	件
14	下請への参加強要	件	件	件	件	件
15	職員への採用強要	件	件	件	件	件
16	その他（具体的に：)	件	件	件	件	件
問9 えせ同和行為を受けた際、どこかに相談しましたか。（複数回答可）						
1 法務局に相談した 2 警察に相談した 3 地方自治体に相談した 4 行政機関（1～3を除く）に相談した 5 弁護士又は弁護士会に相談した 6 その他（上記以外）に相談した（具体的に：) 7 相談しなかった						

問 10 問8で御回答いただいたもののうち、代表的なもの一つを挙げるとすれば、次のどれに該当しますか。

- | | | |
|---------------------|-------------|------------------|
| 1 示談金の要求 | 2 融資の強要 | 3 寄附金、賛助金の強要 |
| 4 口座開設の強要 | 5 着手金の強要 | 6 物品の寄附強要 |
| 7 債務の免除・猶予の強要 | 8 契約締結の強要 | 9 機関紙・図書等物品購入の強要 |
| 10 機関紙等への広告掲載の強要 | 11 名簿の購入の強要 | 12 講演会・研修会への参加強要 |
| 13 謝罪文の強要 | 14 下請への参加強要 | 15 職員への採用強要 |
| 16 その他（具体的に： _____） | | |

◎問 11 から問 23 までは、問 10 で回答いただいた代表的な不当な要求等についてお答えください。

問 11 相手方がえせ同和行為に際して使った手口は、次のどれに該当しますか。（複数回答可）

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 部落差別（同和問題）を知っているかと言って脅す | 2 執ように電話をかけてくる |
| 3 大声で威嚇する | 4 糾弾するぞと言って脅す |
| 5 社長等の自宅に押し掛けると言って脅す | 6 社長等の自宅に押し掛ける |
| 7 事務所に多数で押し掛けると言って脅す | 8 事務所に多数で押し掛ける |
| 9 店外で拡声器を使って騒ぐと言って脅す | 10 店外で拡声器を使って騒ぐ |
| 11 店内で他の客の迷惑となる行為をする | 12 政治家との関係をほのめかす |
| 13 危害を加えると言って脅す | 14 マスコミに訴えると言って脅す |
| 15 責任者に会わせろと言って脅す | 16 事業所又は従業員の秘事を暴露すると言って脅す |
| 17 官公署を使って圧力をかけると言って脅す | ⇒ 問 11-1 へ |
| 18 その他（具体的に： _____） | |

〔問 11 で 17 に○をつけた方のみお答えください。〕

問 11-1 官公署から何か具体的な指示がありましたか。

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 指示があった | ⇒ 問 11-2 以降の問にお答えください。 |
| 2 指示はなかった | ⇒ 問 12 以降の問にお答えください。 |

〔問 11-1 で 1 に○をつけた方のみお答えください。〕

問 11-2 官公署からの指示はどのようなものでしたか。最も近いものを一つお答えください。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 き然とした態度で断るように指示された | 2 断りやすいように援助してくれた |
| 3 無難に処理をするようにと言われた | 4 官公署に迷惑をかけるなど言われた |
| 5 その他（具体的に： _____） | |

※差し支えなければ官公署名をお答えください

（ _____ ）

問 12 えせ同和行為を受けた期間は、次のどれに該当しますか。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 1 日限り | 2 2 日～1 週間未満 |
| 3 1 週間～1 か月未満 | 4 1 か月～6 か月未満 |
| 5 6 か月～1 年未満 | 6 1 年以上 |

問 13 えせ同和行為を受けた期間中、相手方を何回対応しましたか。

- | | |
|----------|----------|
| 1 1 回 | 2 2～5 回 |
| 3 6～10 回 | 4 11 回以上 |

問 14 えせ同和行為を受けた際、相手方は何人来訪しましたか。（複数回の来訪があった場合は最大人数をお答えください。）

- | | |
|-----------|----------|
| 1 1 人 | 2 2～5 人 |
| 3 6～10 人 | 4 11 人以上 |
| 5 来訪はなかった | |

問 1 5 えせ同和行為を受けた際、相手方が口実としたことは次のどれに該当しますか。 (複数回答可)	
1 一方的に差別であると決めつける 3 事務上のミス 5 部落差別(同和問題)の知識(認識、研修)の不足 7 交通事故の責任 9 無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム 10 その他(具体的に:)	2 単なる言いがかり、無理難題 4 社員の不適切な言動 6 工事に対する苦情 8 商品に対する苦情
問 1 6 えせ同和行為を受けた際、相手方を対応した場所は次のどれに該当しますか。 (複数回答可)	
1 あなたの事業所 3 相手方指定場所(1、2を除く) 5 その他(具体的に:)	2 相手方等の事務所 4 電話
問 1 7 えせ同和行為を受けた際、相手方との対応に要した時間は次のどれに該当しますか。 (複数回の対応をした場合は、最長時間をお答えください。)	
1 1時間未満 3 3時間～5時間未満	2 1時間～3時間未満 4 5時間以上
問 1 8 えせ同和行為を受けた際、相手方との対応には弁護士が立ち会いましたか。	
1 立ち会った 2 立ち会わなかった	
問 1 9 えせ同和行為に対しどう対処しましたか。	
1 拒否した 3 全部応じた	2 一部応じた 4 現在対応について検討中
問 2 0 問 1 9のような対処をしたことに対し、相手方はどうしましたか。	
1 新たな要求をしてきた 2 いやがらせ等をしてきた 3 今のところ何もしてこない	
問 2 1 えせ同和行為を受けた際、相手方に対して何らかの法的手続きをとりましたか。 (複数回答可)	
1 仮処分手続をとった 3 内容証明郵便を発送した 5 告訴又は告発をした	2 債務不存在確認の訴えを行った 4 その他の民事手続をとった 6 法的手続きはとらなかった
問 2 2 えせ同和行為によって受けた要求金額は次のどれに該当しますか。	
1 1万円未満 3 10万円～100万円未満 5 1,000万円以上	2 1万円～10万円未満 4 100万円～1,000万円未満 6 金額に換算できない
問 2 3 問 2 2の要求に応じて支払った金額は次のどれに該当しますか。	
1 1万円未満 3 10万円～100万円未満 5 1,000万円以上 7 支払わなかった	2 1万円～10万円未満 4 100万円～1,000万円未満 6 金額に換算できない

◎この質問には、本社(本店等)以外の事業所のみお答えください。

問 2 4 問 1 0の要求を受けた際、対策については本社、本店等上部組織と協議しましたか。	
1 協議した 2 協議しなかった	

問 25 相手方が、えせ同和行為の際に名乗った団体名（個人の場合は、氏名）を全て記入してください。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The paper appears to be a standard notebook or ledger page.

問 26 あなたの事業所は令和6年中に部落差別（同和問題）以外の人権問題を口実とした不当な要求、不法な行為を受けたことがありますか。

1 あ る ⇒ 問26-1へ _____

2 な い ⇒ お気づきの点等がありましたら、6ページの意見欄にお書きください。

〔問 26 で 1 に ○ をつけた方のみお答えください。〕

問26-1 それはどのような内容でしたか。(複数回答可)

- | | | | | | |
|----|---------------|----|----------|----|----------------|
| 1 | 示談金の要求 | 2 | 融資の強要 | 3 | 寄附金、賛助金の強要 |
| 4 | 口座開設の強要 | 5 | 着手金の強要 | 6 | 物品の寄附強要 |
| 7 | 債務の免除・猶予の強要 | 8 | 契約締結の強要 | 9 | 機関紙・図書等物品購入の強要 |
| 10 | 機関紙等への広告掲載の強要 | 11 | 名簿の購入の強要 | 12 | 講演会・研修会への参加強要 |
| 13 | 謝罪文の強要 | 14 | 下請への参加強要 | 15 | 職員への採用強要 |
| 16 | その他（具体的に： | | | | |

御意見、御希望等がありましたら、お気軽にお書きください。

本用紙に書き切れない場合は、別用紙に自由に御記入の上、本用紙とともに
送りください。

[illegible]

営業業種の分類に関する参考資料

営業業種	主な産業
1 農業、林業	－
2 漁業	漁業、水産養殖業
3 鉱業、採石業、砂利採取業	－
4 建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
5 製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
6 電気・ガス・熱供給・水道業	－
7 情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
8 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附随するサービス業、郵便業
9 卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、無店舗小売業
10 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
11 不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
12 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業
13 宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
14 生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業
15 教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業
16 医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
17 複合サービス事業	郵便局、協同組合
18 サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、政治・経済・文化団体、宗教、外国公務
19 公務 (他に分類されるものを除く)	国家公務、地方公務
20 分類不能の産業	－